令和２年度　重要事項説明書

入園のしおり

この「重要事項説明書」は、「薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に定める第２章「特定教育・保育施設の運営に関する基準」の規定に基づき、特定教育・保育の提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

幼保連携型認定こども園

川内すわこども園 2nd

2nd Sendai Suwa Children's Garden

所在地〒895-0072　薩摩川内市中郷３丁目 327-1
電話　24-8400　ＦＡＸ　24-8401
ホームページ：http://www.sendaisuwa.com/2nd/
Mail: second@sendaisuwa.com

1　設置法人の概要

法人の名称	社会福祉法人　諏訪福祉会
所在地	鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野５５０
電話番号	（0996）38-1193
代表者氏名	理事長　帯田　博美
法人の設立年月日	昭和 56 年２月５日第９５号

2　社会福祉法人諏訪福祉会の法人理念（法人の理念／単位組織の使命・目的・機能）

（１）地域社会への貢献

地域社会への一員としての自覚を持ち、地域福祉に貢献し、地域の方々に愛される園づくりを目指します。

（２）児童の健全育成・育児支援

子どもの人権や主体性を尊重し、児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めます。また、多様化する保育ニーズに応え、地域における育児支援・相談援助を積極的に行います。

（３）人材育成・専門性の向上

幼児教育及び児童の福祉を積極的に進めるために職員は、いかなるときも子どもに豊かな愛情をもって接し、保育の質の向上のために専門的知識及び技術の向上に努めます。

3　施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	川内すわこども園ＳＥＣＯＮＤ
所在地	鹿児島県薩摩川内市中郷３丁目３２７-１
電話番号	（0996）24－8400
代表者氏名	園長　帯田　英児
対象児童	満３歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満３歳未満の乳幼児
認可年月日	令和２年４月１日

4　施設の目的

社会福祉法人諏訪福祉会が設置する川内すわこども園ＳＥＣＯＮＤ（以下「本園」という。）は、幼保連携型認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満３歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

5　教育・保育の基本方針

乳幼児期は遊びや生活を通して、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

本園の教育・保育の基本方針は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、**「遊びこむ子ども」**の育成を目指します。また、認定こども園の社会的役割を十分に果たしていくために必要となる保育環境整備に努めます。さらに、乳幼児期から教育・医療・保健・福祉の関係機関と連携し、特別な支援を必要とする子どもや保護者への支援を行い、一貫した相談・支援体制を整えることで、一人一人の子どもの育ちを保障します。

基本方針①　“一人ひとり”が輝く保育

子ども一人ひとりを、一個の主体として大事にし、愛おしい存在としてその命を守り、情緒の安定を図りながら「一人ひとりが輝く」ことを保育の土台とします。

基本方針②　“豊かな環境”を通して行う保育

愛情豊かな環境の下で、子どもの心身の発達を促します。認定こども園における保育の基本は、環境を通して行うことです。保育の環境とは大人や子どもなどの「人的環境」、設備や遊具などの「物的環境」、そして自然や社会の事象などであり、こうした人、物、自然が関連し合って保育の環境を作り出していきます。環境との相互作用において重要なことは、自分から興味や関心を持って、自発的、主体的に関わろうとする意欲や態度を育てることです。

基本方針③　“人との関わり”を大切にする保育

幼い子どもは、周囲の大人から、この世にただ一つ存在するかけがえのない人間として尊重され、愛されることによって、人への信頼感を育んでいきます。この基本的な信頼感を心の拠りどころとして、子どもは徐々に働きかける対象を広げていきます。興味や好奇心に導かれていく保育園の生活には、子どもにとって新たな出会いや発見に満ちています。笑ったり泣いたり驚いたり不思議に感じたり、周囲の大人や子どもと共感したり、楽しんだりする中で、子どもの情緒が豊かになっていきます。

基本方針④　“健康で安全”な保育

認定こども園の長時間にわたる生活の中で、子どもに健康で安全な保育を提供することは保育の基本原則です。また、一人ひとりの生活リズムを大切にするとともに、次第に乳幼児期にふさわしい生活リズムとなるように努め、健康、安全で情緒の安定した生活が送れるようにします。

6　保育教諭として大切にしたいこと

大切にしたいこと①　養護及び教育の一体的提供

保育教諭等が子どもを一個の主体として尊重し、その命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくように援助します。

養　　護	十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
－５領域の内容と指導のポイント－	
健　　康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
人間関係	他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と係る力を養う。
環　　境	周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活の中に取り入れていこうとする。
言　　葉	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
表　　現	感じたこと、考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

大切にしたいこと②　認定こども園教育・保育要領に沿った保育の展開

・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨や内容の理解を図り、子ども一人ひとりの発達に応じた教育・保育を目指します。
・本園の実態に即した教育・保育課程、指導計画を作成します。
・保育の計画や保育の記録等を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めます。
・幼保連携型認定こども園教育・保育要領のほか、保育所における感染症対策ガイドライン、保育所における食事の提供ガイドライン、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン、保育所における自己評価ガイドラインの趣旨や内容の理解を図ります。

大切にしたいこと③　「遊びこむ子ども」の育成

・乳幼児期にふさわしい生活や遊びを通して、「遊びきる子ども」を育てるために、教育・保育内容の充実を図ります。
・子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるように配慮します。
・子どもの活動が豊かに展開されるよう、認定こども園の設備や環境を整え、保健的環境や安全の確保に努めます。
・保育室は温かく親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮します。
・子どもが人と力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えます。

大切にしたいこと④　「みえるこども園」へ教育・保育の可視化

・子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行います。
・地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に対し保育の内容を適切に説明します。
・保育のプロモーションを充実させます。（園だより・パンフレット・ホームページ・公開保育等）
・入園する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対しては、積極的にその解決を図ります。

7　保育目標～めざすこども像～

①　素直で明るい元気な子ども

ア　豊かな心をもち、自ら学び、自ら行動する生きる力を養い、たくましく生きる子どもを育てる。
イ　明るく元気なあいさつができる子どもを育てる。

②　意欲的にあそべる子ども

ア　くつろいだ雰囲気の中で情緒が安定し、意欲的にあそぶ力を育む。
イ　積極的にあそびや生活ができるようにし、自主協調といった社会生活の基礎となるような態度を養う。
ウ　歩く、走る、跳ぶなど戸外での活動を十分に楽しむ。

③　思いやりのある子ども

ア　相手の人権を尊重し、思いやりのある心を育てる。
イ　恵まれた地域の自然環境に触れて、感謝と思いやりの心を育てる。

④　がまんできる子ども

ア　最後までがんばり通す強い意志を持つ子ども、我慢できる心を育てる。
イ　豊かな人的環境の中で、人への思いやりの心を育て、がまんすること、待つことの大切さを教える。

8　本園における施設・設備等の概要

（１）施　設

区分	項	目	面　　積
川内すわこども園 SECOND	敷　　地	敷地全体	1784.63 ㎡
		園庭	490.70 ㎡
	園舎（新園舎棟）	構造	鉄筋コンクリート造２階建て
		延床面積	1524.13 ㎡

（２）設　備

設　　備	部屋数	備　　考
乳　　児　　室	１室	53.71 ㎡
ほ　ふ　く　室	１室	71.50 ㎡
保　　育　　室	４室	ぱんだ組（満２歳児２クラス）、53.60 ㎡ うさぎ組（満３歳児２クラス）、52.80 ㎡ こあら組（満４歳児２クラス）、53.50 ㎡ きりん組（満５歳児２クラス）、59.81 ㎡ 合計 338.83 ㎡
ラ　ン　チ　ル　ー　ム	１室	110.00 ㎡
調　　理　　室	１室	48 ㎡
お　や　す　み　ル　ー　ム	１室	45 ㎡
ア　　ト　　リ　　エ	１室	61.6 ㎡
プ　レ　イ　ル　ー　ム	１室	66.4 ㎡
幼　児　用　ト　イ　レ	８室	73.02 ㎡
相　　談　　室	１室	9.00 ㎡
保　　健　　室	１室	4.00 ㎡
tetote カフェ（地域交流）	１室	50.50 ㎡
事　　務　　室	１室	47 ㎡

9　学年及び学期

（１）本園の学年は、４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終わります。

（２）１年を次の３学期に分けます。

１学期	２学期	３学期
4月1日から8月31日まで	9月1日から12月31日まで	1月1日から3月31日まで

10　利用定員

本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定めます。

	１号認定子ども	２号認定子ども	３号認定子ども
０歳児			10名
１歳児			15名
２歳児			15名
３歳児	5名	10名	
４歳児	5名	10名	
５歳児	5名	10名	
計	15名	30名	40名

（定員85名）

11　幼児教育・保育を提供する日、時間、行わない日

本園の利用定員ごとの保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日は次の通りです。

（１）１号認定子ども（教育時間認定）

利用できる曜日	月曜日から金曜日	
保　育　時　間	８時３０分～１４時３０分（６時間００分）	
預　り　保　育	15時00分～18時00分	
休　　業　　日	日曜日・土曜日・祝日	
	夏季	８月１０日　～　８月２０日
	冬季	１２月２９日　～　１月　５日
	春季	３月２８日　～　入園式の前日まで

（２）2号認定、３号認定子ども（保育時間認定）

利用できる曜日	月曜日から土曜日	
保　育　時　間	標準時間利用	７時００分～１８時００分（１１時間）
	短時間利用	８時３０分～１６時３０分（８時間）
延　長　保　育	標準時間利用	１８時００分～１９時００分
	短時間利用	朝）７時３０分～８時３０分 夕）１６時３０分～１８時００分
休　　所　　日	日曜日・祝日	
	年末年始	１２月２９日　～　１月　３日
	年度末	３月３０日　～　３月３１日

12　各職種の勤務体系

職　　種	勤務体系
園　　長	勤務時間帯（9：30～18：30）
副　園　長	勤務時間帯（9：00～18：00）
主幹保育教諭	勤務時間帯（8：30～17：30）
副主幹保育教諭	勤務時間帯（保育教諭と同じ）
指導保育教諭	勤務時間帯（保育教諭と同じ）
保　育　教　諭	A（8：30～17：30）　B（8：30～17：30） C（7：00～16：00）　D（10：00～19：00） E（8：00～17：00）　F（9：00～18：00）
看　護　師	勤務時間帯（8：30～17：30）
栄　養　士	勤務時間帯（8：00～17：00）
調　理　員	勤務時間帯（8：00～17：00）
保育・子育て支援員	勤務時間帯（8：30～17：30）、(9:00～18:00)
事　務　職　員	勤務時間帯（8：30～17：30）

※　ローテーションにより，各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
※　職務の都合上，上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

13　職員の職種、員数及び職務の内容

本園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。ただし、職員の配置については、職員の配置については、「幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める配置基準以上で、かつ薩摩川内市で教育・保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とします。なお、員数は入所人数により変動することがあります。

園　　長	1名	園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行います。
副　園　長	1名	副園長は、園長を補佐し、命を受けて園務をつかさどります。
主幹保育教諭	1名	主幹保育教諭は、地域の保護者に対する子育て支援を行うと共に、教育・保育の内容について他の保育教諭を総括します。
副主幹保育教諭	1名	副主幹保育教諭は主幹保育教諭を補佐し、特定教育及び保育全般についての他の保育教諭を支援します。
指導保育教諭	1名	指導保育教諭は特定教育及び保育全般についての計画や実施についての支援を行います。
保育教諭	11名	保育教諭は、特定教育及び保育に従事しその計画立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行います。
看　護　師	1名	看護師は、保育に従事し，児童の健康管理及び看護業務にあたります。
栄　養　士	1名	栄養士は、給食の栄養、衛生管理、アレルギー対応及び食育に関する業務に従事します。
調　理　員	2名	調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行います。
子育て支援員	1名	子育て支援員は、地域の保護者に対する子育て支援を行います。
園　　医	1名	園医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、小児科、眼科、耳鼻科の健康診断等を行います。
園歯科医	1名	園歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行います。
園薬剤師	1名	園薬剤師は、本園の環境衛生の維持及び改善に関する指導及び助言等を行います。
事務職員	1名	園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

14　障害児の受け入れ態勢について

障害をお持ちの子どもを受け入れる場合は、入園前に、障害の様子について保護者の方と話し合いを持たせていただいたうえで、保育の方法を決めさせていただきます。療育手帳や障害手帳がある場合は、必ずご提示ください。また、医師等の専門家の診断書等により、保育の方法を確認させていただきます。

なお、事前に伺った障害の状態と、実際の園児の状態が著しく違う（障害が重度化している）時は、本園の保育教諭・保育体制では対応できない場合があります。その場合は、入園をお断りすることがあります。

15　入園時の提出書類

入園時には、以下の書類を提出していただきます。

① 利用契約書　　（様式1）
② 重要事項同意書　　（様式2）
③ 本園所定の児童票　（様式3）
④ 生育歴と体質調査　（様式4）
⑤ 嗜好調査票　　（様式5）
⑥ 個人情報同意書　　（様式6）
⑦ 緊急連絡表　　（様式7）
⑧ その他必要とされる書類

16　利用者負担その他の費用等

本園における利用料は以下の通りです。

①１号認定

<table>
<tr><td>保　育　料
（無償化）</td><td colspan="3">・住民票のある市町村の住民税に基づき市が保育料を定めます。
・保育料は登園の有無に関わらず月の初日に在籍していた場合は、その月の全額を負担していただきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="10">無償化の対象外費用</td><td rowspan="2">給食費</td><td>副食費</td><td>4,000 円／月
土曜日利用の場合）200 円／日
上限 4,500 円　※1.2</td></tr>
<tr><td>主食費</td><td>1,000 円／月</td></tr>
<tr><td>預り保育</td><td colspan="2">450円／日（利用した場合）</td></tr>
<tr><td>延長保育</td><td colspan="2">100円／時間（利用した場合）</td></tr>
<tr><td>教材費（絵本代）</td><td colspan="2">月額 400 円／月、個人教材 3,000 円（4 月のみ）</td></tr>
<tr><td>被服費</td><td colspan="2">制服代（12,000 円程度）
体操服（上下で 3,600 円程度）
帽子（900 円）
シューズ代等（自由）</td></tr>
<tr><td>通園送迎費</td><td colspan="2">2,000 円／月（利用した場合）</td></tr>
<tr><td>写真代</td><td colspan="2">50 円／1 枚（購入した場合）</td></tr>
<tr><td>保険料</td><td colspan="2">学校保険ひとり 210 円／年額</td></tr>
<tr><td>保護者会費</td><td colspan="2">長子 300 円／月、第２子以降 200 円／月</td></tr>
</table>

②２号認定

<table>
<tr><td>保　育　料
（無償化）</td><td colspan="3">・住民票のある市町村の住民税に基づき市が保育料を定めます。
・保育料は登園の有無に関わらず月の初日に在籍していた場合は、その月の全額を負担していただきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">無償化の対象外費用</td><td rowspan="2">給食費</td><td>副食費</td><td>4,500 円／月</td></tr>
<tr><td>主食費</td><td>1,000 円／月</td></tr>
<tr><td>延長保育</td><td colspan="2">夕方）18：00～19：00（100円）（利用した場合）</td></tr>
<tr><td>教材費（絵本代）</td><td colspan="2">月額 400 円/月、個人教材 3,000 円（4 月のみ）</td></tr>
<tr><td>被服費</td><td colspan="2">制服代（12,000 円程度）
体操服（上下で 3,600 円程度）
帽子（900 円）
シューズ代等（自由）</td></tr>
<tr><td>写真代</td><td colspan="2">50 円／1 枚（購入した場合）</td></tr>
<tr><td>保険料</td><td colspan="2">学校保険ひとり 210 円／年額</td></tr>
<tr><td>保護者会費</td><td colspan="2">長子 300 円／月、第２子以降 200 円／月</td></tr>
</table>

③３号認定

<table>
<tr><td>保　育　料</td><td colspan="2">・住民票のある市町村の住民税に基づき市が保育料を定めます。
・保育料は登園の有無に関わらず月の初日に在籍していた場合は、その月の全額を負担していただきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">無償化の対象外費用</td><td>延長保育
（利用した場合）</td><td>夕方）18：00～19：00（100円）</td></tr>
<tr><td>教材費（絵本代）</td><td>月額 400 円／月</td></tr>
<tr><td>被服費</td><td>体操服、帽子、シューズ代等</td></tr>
<tr><td>写真代</td><td>50 円／1 枚</td></tr>
<tr><td>保険料</td><td>学校保険ひとり 210 円／年額</td></tr>
<tr><td>保護者会費</td><td>長子 300 円／月、第２子以降 200 円／月</td></tr>
</table>

※　保育料（保育料＋給食費＋教材費＋前月の延長保育料）は当月末日に１カ月単位で口

座引落となります。口座引き落としの手続きが必要になります。口座の残高の確認をお願いいたします。（４月は市の保育料が決定次第の納入となります。）
※　末日に引き落としが出来なかった場合は、10日に再度引き落としとなります。事務室に現金で納めることも可能です。**2か月以上の滞納になりますと、在籍できなくなる恐れがありますのでお気を付け下さい。**
※　その他費用につきましては、従来通り集金袋での現金集金となります。

17　利用の開始及び終了に関する事項

本園での利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項は以下の通りです。

利用者の内定	【１号認定子ども】 ・　１号の事由により利用申込が定員を超過し、応じられない場合は、在園児、在園児に兄弟姉妹がいる子ども、卒園児に兄弟姉妹がいる子ども、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する子どもを優先し、本園の教育・保育理念に十分な理解ある保護者を選考します。 【２号・３号認定子ども】 ・　市が行う利用調整によるもの
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・　１号･２号･３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・　保護者から退園の申出があったとき ・　利用継続が不可能であると市が認めたとき ・　その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項 利用に当たっての留意事項	・　市から発行される支給認定書をなくさないようにお願いします。 ・　「支給認定申請書」及び「児童台帳」に記載されている内容に変更があったときは速やかに変更内容を保育教諭もしくは事務室までお教え下さい。所定の用紙に必要事項を記入いただいた後、市役所に届けさせていただきます。 ・ 子たちの家庭の状況を知ることは保育をする上でとても大切な情報となります。そのため毎年の保育をはじめるにあたり、「児童票」を記入していただき、提出していただきますようお願いいたします。

18　提供する幼児教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成２６年４月３０日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第１号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

（1）クラス編成（定員 85 名）

年　齢	クラス名	人　数	組　数
０歳児	ひよこ組	10 名	１組
１歳児	り　す組	15 名	１組
２歳児	ぱんだ組	15 名	１組
３歳児	うさぎ組	15 名	１組
４歳児	こあら組	15 名	１組
５歳児	きりん組	15 名	１組

（２）年齢別保育の特徴

①　乳児（０歳児）クラスで大切にしていること

（乳児保育の特徴）
乳児期は特に発達の個人差の大きい時期です。
子ども一人ひとりの欲求に合わせた生活を大切にして、食事や睡眠、オムツ交換などして子どもにとって十分に安心して過ごせる心地よい空間を作ります。また子ども一人ひとりの情緒が安定するように家庭的な温かい雰囲気の中でゆったりと安心して過ごせるようにしていきます。

0歳児保育の特徴

ア）担当制保育（保育教諭１名：子ども３名以内）
　乳児は、1 日 24 時間の生活リズムを最も大切にし、家庭からの自然な流れ（家庭と連携して生活リズムを作っていきます）の中で機嫌よく過ごすことが情緒の安定につながると考えています。また特定の人（お家では父母がそうであるように園では特定の保育教諭）に対して強く感じる感情的なこだわり（愛着関係）が、後の人に対する信頼感などを作っていきます。そしてその信頼関係を基盤に、さらに人間関係を広げ、周囲の環境に意欲的に関わろうとしていきます。こうしたことから、乳児クラスは担当制保育を基本とします。

②　1～2 歳児クラスで大切にしていること

（１歳～2歳児保育の特徴）
1歳児の子どもは歩行の開始や言葉の習得、手指の能力も段々と獲得していきます。保育教諭やお友だちとたくさんふれあって遊び，子どもの「自分で」という気持ちを大切にしながら、基本的な生活習慣（排泄、食事、衣服の着脱など）の援助をします。　また、2歳児で現れる自我の芽生えを大切に受け止め、あそびや生活を通して子どもの発達を促したり、合わせて生命の保持及び情緒の安定を図っていきます。

１～2歳児保育の特徴

イ）チーム保育（保育教諭１名：子ども６名以内）
３歳未満児の場合、子ども一人ひとりの生活リズムや食欲、興味、関心などに個別的に関わることが大切になります。早く眠くなってしまう子、お昼を食べた後も遊びたくなってしまう子等々、子どもを集団としてみるではなく、個々の子どもの特性や欲求に応じて保育者が役割分担をし、子どもを見ていきます。チーム保育とは、一人ひとりの子どもの特性に応じて保育者同士が協力していく体制のことです。

③　３～５歳児クラスで大切にしていること

（３歳～５歳児保育の特徴）
　この時期の子どもは、個々の子どもの興味、関心に応じて遊びを自ら選ぶ活動や課題活動をとおして、子どもの主体性や自発性を育みます。 同年齢児や異年齢児などの友だちと遊ぶ楽しさを経験する中で社会性を育みます。 年齢に応じた発達課題を捉えながら、基本的生活習慣（食事，着脱，片付けなど）の自立へ向けての援助を行います。 遊びの中で年齢にふさわしい経験を通して，聞く・考える・話す力の基礎や自主性・創造性の芽生えを養っています。

３～５歳児保育の特徴

ウ）選択制保育（意欲、関わり、集中力を持続させる保育）
　子どもはどんなふうに遊びを選択するのか考えた時、自分の興味・関心にそって好きなものを選ぶ子ども、好きな友だちと一緒に遊びたいからその活動を選ぶ子ども、好きな先生と一緒に遊びたいから選ぶ子どもなど様々です。大切なことは、子どもの意志を十分に尊重することを通して、人と関わりながら集中力や創造力を高めることができるようになることです。

エ）同年齢保育と異年齢保育
　認定こども園は０歳から６歳までの子どもが共に生活しているところです。興味や関心が似通っている同年齢の子ども同士の関わりでは、自分の気持ちや欲求を出し合い、様々な遊びを子どもたちが主体となってつくり上げていきます。また、そうした活動を通して、友達との関わりを深めていきます。一方、自分より年下の子どもに関しては、生活や遊びの様々な場面で手助けをしたり、気持ちを汲んで慰めたり、優しい言葉をかけたりするなど、思いやりの気持ちを育てることができます。また、年上の子どもに対しては、大きくなることの喜びやあこがれを持ち、自分が困っているときなどに優しくされた経験があると、年下の子どもに同じようにやさしくしてあげようという気持ちを持ったりします。このような経験が相互によいものとなるように、ねらいや目的に合わせて環境を設定し、同年齢の活動、異年齢での活動をバランスよく取り入れます。

オ）保育の環境（人的環境、物的環境、空間的環境）
【人的環境－大人との関わり、子ども同士の関わり－】
　子どもたちがあらゆる人々と、主体的に関われるための人的環境を整えます。保育者のみならず、異年齢の子ども同士も大切な人的環境です。

【物的環境　－発達を促す遊具・教材と選択できる環境】
　子どもたちの主体的な活動とは「子ども自ら環境に働きかけ、自ら活動すること」です。一人ひとりの子どもの発達にあった・子どもの発達を促す遊具や教具をその空間に用意し、更に自分の意思で遊具・教具を選び、自ら手にとることができる環境を用意します。

【空間的環境　－「遊」「食」「寝」の確保とゾーニング】
　保育室内は、遊びのゾーン、食事のゾーン及び午睡のゾーンを独立して確保し、時間で区切ることを優先させず、子どもたちが遊びに集中する経験や、最後までやり遂げる満足感や達成感を大切にします。

おやすみルーム

ランチルーム

カ）情操教育～たたずまい教育～

情操教育とは、ただ単にダンスや音楽を教えるだけではなく、感性をはぐくむ表現教育でもありながら（音）、美しい姿勢や動作（体）を習得でき、かつ集中力や持続力、協調性を身につけることができます。３～５歳児は、保育の中に情操教育を取り入れ、表現活動に取り組みます。

（3）年齢別のデイリープログラムについて

時　間	１号認定子ども	時　間	２号認定子ども	時　間	３号認定子ども
7：00		7：00	順次登園	7：00	順次登園
7：30		7：30	自由遊び	7：30	自由遊び
8：00	預かり保育・手洗い・うがい	8：00	手洗い・うがい	8：00	手洗い・うがい
8：30	順次登園・健康観察	8：30	登園（短時間）	8：30	登園（短時間）
9：00	所持品の整理	9：00	健康観察・所持品の整理	9：00	健康観察・所持品整理
9：30	自由遊び・戸外遊び	9：30	自由遊び・戸外遊び	9：30	おやつ
10：00	朝のお集まり	10：00	朝のお集まり	10：00	朝のお集まり
10：30	カリキュラムの活動	10：30	カリキュラムの活動	10：30	クラス別の活動
11：00		11：00		11：00	片付け・給食準備
11：30	片付け・給食準備	11：30	片付け・給食準備	11：30	手洗い・うがい・給食
12：00	給食	12：00	手洗い・うがい・給食	12：00	歯磨き指導
12：30	歯磨き指導	12：30	歯磨き指導	12：30	片付け
13：00	片付け	13：00	片付け	13：00	お昼寝
13：30	自由遊び・お昼寝（3歳児）	13：30	お昼寝（3歳児）	13：30	↓
14：00		14：00	自由遊び	14：00	↓
14：30	片付け・起床・健康観察	14：30	片付け・起床・健康観察	14：30	起床・健康観察
15：00	降園	15：00	手洗い・うがい・おやつ	15：00	手洗い・うがい・おやつ
15：30	以降預かり保育	15：30	片付け・視診	15：30	片付け・視診
16：00	↓	16：00	自由遊び・コーナー遊び	16：00	自由遊び・コーナー遊び
16：30	↓	16：30	帰りの会・降園（短時間）	16：30	帰りの会・降園（短時間）
17：00		17：00	合同保育	17：00	合同保育
17：30		17：30		17：30	
18：00		18：00	延長保育	18：00	延長保育
18：30		18：30	↓ 手洗い・うがい・おやつ	18：30	↓ 手洗い・うがい・おやつ
19：00		19：00	↓	19：00	↓

※　それぞれの時間はおおよその目安です。
※　学年、学期、その他カリキュラムに応じてデイリープログラムは変更になる場合があります。
※　特に３号認定子ども（０．１．２歳児クラス）は発達にも個人差が大きいため、個別の発達に応じて支援を行っていきます。

（4）年間の主な行事について　★　　は家族の方にご協力いただく行事です。

年間行事を通して色々な事を経験すること、また目標を持って、行事に主体的に取り組むことのプロセスを大事にしていきます。			
４月	入園式 保護者会総会	10 月	ハロウィンパーティ
５月	親子バス遠足（平川動物公園） 総合避難訓練（消防署立ち合い）	11 月	内科健診・こどもアート展 川内はんや祭り（合同）
６月	内科健診・歯科検診	12 月	みんなの発表会（川内文化ホール）
７月	七夕まつり・サマーキャンプ（合同）・夏祭り（合同）	１月	年始式 マラソン大会
８月		２月	節分豆まき・おもいでツアー・ ファミリーコンサート（合同）
９月	お楽しみ会＆お月見会 運動会（サンドーム）	３月	ひなまつり・卒園式 サッカー大会（合同）
毎月行事	・音楽のチカラ　２回／月（りす、ぱんだ、うさぎ、こあら、きりん） ・言葉のチカラ　１回／月（うさぎ、こあら、きりん） ・お誕生会　１回／月（毎月２０日、全園児） ・交通教室　４回／年（月の上旬、全園児） ・避難訓練　１回／月（月の下旬、全園児）		
子育て支援事業	・延長保育事業 ・一時保育事業 ・川内すわこども園地域子育て支援センター出張ひろば（毎週水曜日）		

（５）川内すわこども園 SECOND が実施する子育て支援事業について

① 延長保育（預かり保育）事業

ア）預かり保育・延長保育とは

教育・保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。預かり保育・延長保育の場合、通常の保育料の他に利用料がかかります。この利用料は本園に直接支払うことになります。

イ）延長保育時間と料金基準

延長保育料	1号認定子ども （預かり保育）	450円／一日　上限11,300円
		朝（8：30～9：00）、夕（15：00～18：00） 土曜日（8：30～18：00）
	2号、3号認定子ども 標準時間利用	100円／30分
		夕（18：00～19：00）
	短時間利用	朝（7：30～8：30）、夕（17：00から19：00）

ウ）延長保育の過ごし方について

・午後６時以降からは、合同保育になり子どもたちはおやつを食べます。
・異年齢児との交流の時間として、家庭的な雰囲気を心がけながら、お迎えまで楽しく過ごせるように配慮します。
・クラス担任からの引き継ぎは、延長保育担当者がきちんと記録し、伝達します。
・保育時間が長くなるとお子さんの負担も大きくなりますので、勤務終了次第お迎えをお願いします。

② 一時保育事業

一時保育とは、お子さんをお持ちの保護者の方が、仕事の都合や家庭の事情により、継続的にまたは一時的にお子さんの保育ができない時などに、川内すわこども園でお子さんをお預かりして保育を行う事業です。定員に限りがありますので、詳しくは一時保育室のしおりをご覧ください。

（一時保育事業の概要）
名　　称：川内すわこども園 SECOND 一時保育事業
開 所 日：毎週月曜日～土曜日（日・祝及び拠点施設の休園日は閉所）
開所時間：8：30～17：30（18：00～延長保育）
職　　員：保育教諭 1～2 名
定　　員：５名程度まで（年度ごとの入所人数によって異なります。）

③　子育て支援事業について（川内すわこども園地域子育て支援センターtetote-てとて-）

現代社会において少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化しています。家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点事業を実施しています。地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。詳しくは地域子育て支援センターのしおりをご覧ください。

（子育て支援事業の概要）
名　　称：川内すわこども園　地域子育て支援センターtetote-てとて-出張ひろば
開 所 日：毎週木曜日（日・祝及び拠点施設の休園日は閉所）
開所時間：9：00～14：00（1 日 5 時間）
職　　員：子育て支援員 2 名、利用者支援員（社会福祉士）1 名
参 加 費：無料
（活動の流れ）
9：00～開所・受付・出席シール・自由あそび
10：00～朝のあいさつ
10：30～設定活動・自由遊び
12：00～ランチタイム
13：00～育児相談・自由遊び
14：00～閉所

ベビーマッサージ

料理教室

黒板アート

大型積み木

③　薄味で調味料を出来るだけ使わず、素材の味を生かして調理する。

（５）食育について

川内すわこども園 SECOND では、食育を「健康に生きていくための食習慣を身につける」ことと考え、目的として、食を通して、心身の発達を促すこと、健康の保持・増進を図ること、よい生活習慣を身につけていくことを進めていきます。

（具体的な食育の取組）

①　毎日バイキング給食の実施します。
②　毎年１回の嗜好調査の実施します。
③　毎月１０日は食育の日として、園全体で食に関する活動を行います。
④　毎月の「給食予定献立表」の配布（幼児食・アレルギー除去食・離乳食・間食）
⑤　「給食だより」の配布（食事の紹介や栄養等の情報紹介、年２回発行）
⑥　特別メニューの提供（発熱時、お腹がゆるいとき等）
⑦　クッキングの実施（ピザ作り、お月見会おだんご作り、節分の日恵方巻作り等）
⑧　食材（加工前の姿）を写真で紹介（切り身でない魚等）
⑨　食材との関わり（実際に各クラス野菜を栽培します。見て触れて感じていく活動を取り入れます。）

（６）その他

①　毎日必ず朝食を食べてから登園してください。また、朝のうちに排泄する習慣をつけ、体温・顔色・皮膚の状態に気をつけて登園させてください。
②　特に嫌いなもの、体質に合わない食べ物がある場合には担任に知らせてください。
③　行事の時は行事食を実施し、楽しく食事が出来るように心がけています。
④　正しい食事のマナーが身に付くように、箸の使い方や食器の置き方、食前の手洗い、うがいなど年齢に合わせた無理のない指導を行っていきます。

21　保健衛生について

一人一人の健康の保持及び増進確保と、認定こども園のこども全体の健康を確保いたします。こどもの健康は大人の責任で守られなければなりませんが、子ども自身が健康に関する知識と技術を身につけられるようにします。